

福祉パス（IC）有効期限到来にかかる更新について

1. 福祉パスの有効期限

福祉パスICカードの有効期間は発行から約10年間で、それぞれのカードの有効期限は福祉パスの表面下部に印字されている（令和4年12月末に福祉パスIC化以降初めての有効期限を迎えます）。令和4年12月末からの1年間の更新対象カードは約50,000枚であり、残りのカードも順次有効期限を迎えていきます。



2. 福祉パスの更新及びチャージ残高の払戻

ICカードの更新及び期限切れカードのチャージ残高の払戻しは、郵送による申請方式で手続きを行ってまいります。手続きの流れは下記の通りです。

	有効期限が令和4年12月末	有効期限が令和5年3月末
対象者へ更新申請書送付	令和4年5月頃	令和4年5月頃
更新申請書の申請期限	令和4年9月下旬	令和5年1月下旬
更新カードの送付	令和4年12月中旬	令和5年3月中旬
チャージ残高の払戻し（口座振込）	令和5年2月頃	令和5年5月頃

※令和5年4月以降に有効期限を迎えるカードについては申請書を3ヶ月前までに送付します。（有効期限4月末～9月末⇒1月発送 有効期限10月末～3月末⇒7月発送）

3. 更新手続きに関する問い合わせ先

神戸市総合コールセンター（年中無休 9：00～17：00）

TEL：0570-083330又は078-333-3330

FAX：078-333-3314

（参考）その他

- ・福祉パスの交付資格の喪失（障害者手帳の資格喪失）や停止があった場合、福祉パスの交付対象にはなりません。
- ・福祉パス窓口で申請があった住所へ申請書を送付します（×住民票住所ではない）。
- ・申請書に印字したQRコードから電子申請での受付が出来るよう現在調整中です。